

群馬音楽センター利用料金

施設利用料金

平成26年4月1日改定
(単位：円)

種別			利用時間区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時		
施設	ホール	平日	入場料 500円以下 (無料を含む。)	18,300	26,800	36,700	45,100	63,500	81,800	
			" 500円を超え1,000円以下	24,300	36,700	48,800	61,000	85,500	109,800	
			" 1,000円を超え3,000円以下	34,000	51,300	68,300	85,300	119,600	153,600	
		日	" 3,000円を超え5,000円以下	39,000	58,600	78,200	97,600	136,800	175,800	
			" 5,000円を超えるもの	46,300	69,700	92,900	116,000	162,600	208,900	
		土曜日・日曜日・休日	入場料 500円以下 (無料を含む。)	21,900	33,000	45,100	54,900	78,100	100,000	
			" 500円を超え1,000円以下	29,200	43,900	61,100	73,100	105,000	134,200	
			" 1,000円を超え3,000円以下	41,500	61,100	85,500	102,600	146,600	188,100	
			" 3,000円を超え5,000円以下	46,300	70,700	97,900	117,000	168,600	214,900	
			" 5,000円を超えるもの	53,600	85,500	116,200	139,100	201,700	255,300	
		第一楽屋	2,410	3,100	3,690	5,510	6,790	9,200		
		第二楽屋	1,840	2,410	3,100	4,250	5,510	7,350		
		第一会議室	3,100	3,690	4,250	6,790	7,940	11,040		
		第二会議室	2,410	3,100	3,690	5,510	6,790	9,200		
施設	シンフォニーホール	大ホール	6,420	7,940	9,550	14,360	17,490	23,910		
		中ホール	3,000	3,640	4,400	6,640	8,040	11,040		
		第一小ホール	420	530	630	950	1,160	1,580		
		第二小ホール	630	750	950	1,380	1,700	2,330		
		第三小ホール	630	750	950	1,380	1,700	2,330		
		第一会議室	750	850	1,060	1,600	1,910	2,660		
		第二会議室	850	950	1,170	1,800	2,120	2,970		
		指導者室	200	200	310	400	510	710		
附属設備備考			規則で定める額							

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 2 入場料とは、入場料、会費、会場整理費等名称のいかんにかかわらず、催し物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。
- 3 商品の売上高により招待券を発行する等、営業宣伝その他これに類する目的でホールを利用する場合は、「入場料1,000円を超え3,000円以下」の種別の利用料金とする。
- 4 準備又は練習のためホールを利用する場合は、「入場料500円以下(無料を含む。)」の種別の利用料金とする。
- 5 利用時間の延長又は繰上げによる利用料金は、1時間(30分以上1時間未満は1時間とする。)につき、9時以前にあっては「午前」、22時以降にあっては「夜間」の利用時間区分に従い、当該利用料金の30パーセントの額(この額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)をそれぞれ加算する。

群馬音楽センター利用料金

附属設備利用料金

平成28年4月1日改定

(単位：円)

種別				種別					
	種別	単位	利用料金		種別	単位	利用料金		
舞 台 設 備	演壇	一式	590	照 明 設 備	花道フットライト	1列	320		
	司会	台	100		フットライト	1列	560		
	長机	1台	60		フットスポット	1台	100		
	椅子	1脚	40		ストロボスコープ	一式	1,720		
	合唱用椅子	1脚	40		スピーナー	1台	900		
	平箱	1枚	100		エリプソイダルスポット	1台	900		
	開き足	1個	40		パーライト	1台	330		
	国旗・市旗	1枚	100		ミラーボール	1台	560		
	プログラムスタンド	1台	60		センターピンスポットライト	1台	3,240		
	舞台用黒板(ホワイトボード)	1台	100		ハロゲンピンスポットライト	1台	900		
	音響反射板	一式	6,110		エフェクトマシン一式(マシン系1台及び先玉・ディスクを含む。)	1台	770		
	オーケストラピット	一式	4,880		プロジェクタースポットライト	1台	670		
	エプロンステージ	一式	2,430		その他マシン一式	1台	560		
	仮設大階段	一式	530		ハイスタンド	1台	230		
	ピアノ(外国製)(調律料は含まない。)	1台	11,500		スタンド・ベーススタンド	1台	100		
	ピアノ(国内製)(調律料は含まない。)	1台	5,830		カラーフィルター	1枚	480		
	ピアノ用椅子(椅子のみ利用の場合)	1脚	100		音 響 設 備	拡声装置(音響調整卓)(ダイナミックマイクロホン2本付き。)	一式	3,670	
	コントラバス用椅子	1脚	60			ダイナミックマイクロホン(マイクスタンド付き。)	1本	470	
	指揮台	1台	240			ワイヤレスマイクロホン	1本	1,830	
	指揮者用譜面台	1台	100			コンデンサーマイクロホン(マイクスタンド付き。)	1本	1,210	
	譜面台	1台	60			ステレオコンデンサーマイクロホン	1本	1,720	
	譜面灯(手元明かりを含む。)	1灯	60			吊りマイクロホン装置(マイクは含まない。)	一式	560	
	せり上げ装置	一式	1,210			エレベーターマイクロホン装置(マイクは含まない。)	一式	590	
	本花道(所作台は含まない。)	一式	6,110			補助ミキサ(補助調整卓)	1台	560	
	仮設花道用所作台	一式	1,210			移動式拡声装置(ダイナミックマイクロホン2本付。)	一式	1,830	
	所作台	一式	6,110			音 響 設 備	M D レコーダー	1台	960
	鳥屋	1式	1,080				カセットテープレコーダー	1台	960
	松羽目	一式	3,670				オーディオレコーダー	1台	960
	松羽目ドロップ	1枚	590				CDプレーヤー(レコーダー)	1台	960
	竹羽目	一式	3,670				エコー装置(エフェクト装置)	1台	590
屏風	1双	1,830	ステージスピーカー(アンプ付)	一式			1,830		
緋毛せん(大)	1枚	590	跳返りスピーカー(アンプ付)	1台	910				
緋毛せん(小)	1枚	170	マイクスタンド	1本	100				
人形立	1本	40	D . I / トランス	1台	210				
上敷	1枚	150	マールチケープル	一式	310				
大太鼓	1台	590	そ の 他	35ミリ映写機(スクリーン等を含む。)	一式	7,340			
高座用座布	1枚	160		スクリーン	1枚	1,290			
長座布	1枚	100		簡易スクリーン	1枚	340			
座布	1枚	40		D L P プロジェクター(4,000ルーメン)	1台	2,160			
ドライアイスマシン(ドライアイスは含まない。)	1台	2,430		指示器(レーザーポインター)	1台	230			
バレエマット(120センチメートル)	1枚	450		ポータブルワイヤレスアンプ(ワイヤレスマイクロホン2本付)	一式	1,830			
バレエマット(90センチメートル)	1枚	390		持込電気器具	1キロワット	210			
スモークマシン	1台	2,430		シヤワー室	1室	560			
照 明 設 備	調光装置	一式		2,260	会 議 室	セミコンサートピアノ	1台	3,670	
	ボーダーライト(準備等の場合は無料)	1列		1,510		アップライトピアノ	1台	1,080	
	スポットライト(1キロワット)	1台	670	会議室用拡声装置(ダイナミックマイクロホン2本付き。)		一式	1,830		
	スポットライト(750ワット)	1台	480	冷 暖 房	ワイヤレスマイクロホン	一式	1,830		
	スポットライト(500ワット)	1台	320		ホー	1時間	10,200		
	ローアホリゾントライト	一式	3,880		第一楽	1時間	790		
	アップアホリゾントライト	一式	3,880		第二楽	1時間	790		
	天井反射板ダウンライト	一式	2,700		第一会議室	1時間	790		
					第二会議室	1時間	550		

備考

(注) この表による利用料金(冷暖房設備に係るものを除く。)の額は、条例別表に規定する利用時間区分による午前、午後及び夜間ごとに算定するものとする。
ただし、当該利用時間区分による利用時間内にショー等の公演が2回以上行われた場合には、当該回数をもって算定するものとする。

(冷暖房設備の)最低利用限度時間は、1時間とし、1時間を超える利用時間は30分(30分未満の端数が生じたときは、これを30分として計算する。)を単位として算定する。